新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 府立学校等に係る臨時休業の延長について

令和2年3月11日 京都府教育委員会

文部科学省からの要請を受け、府立学校を3月3日(火)から13日(金)まで臨時休業しておりますが、3月16日(月)以降については、下記のとおり対応しますのでお知らせします。

記

1 臨時休業の延長(府立学校)

府内の感染状況等に鑑み、臨時休業期間を3月19日(木)まで延長する。 ただし、児童生徒の心身のケア、連絡事項の伝達、家庭学習実施状況の点 検、学年末考査の実施等のため、3月16日(月)以降、春休み期間中も含めて、 登校日を設けることを可能とする。

【登校日の設定等に係る留意点】

- 必要最小限度の内容にとどめるとともに、学年別の時差登校や教室の 分散化など、多人数が長時間同じ場所に集まることのないよう工夫
- 使用教室の清掃やアルコール消毒、こまめな換気、アルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、必要に応じた感染防止措置
- 臨時休業期間中については、部活動や補習は禁止。ただし、進級や単位認定のためにやむを得ず行う個別指導等は除く。
- 体調によっては、無理に登校させることがないよう十分に配慮

2 対象校

(1) 府立学校

府立高等学校附属中学校、府立高等学校、府立特別支援学校の全校

(2) 市町(組合)立学校

府教育委員会から市町(組合)教育委員会に対し、府立学校の対応も参 考に適切に対応するよう依頼する。

3 その他

- (1) 特別支援学校における児童生徒の居場所確保のための受入れは、臨時休業期間中は引き続き実施
- (2) 今後の感染状況等により、上記の内容は変更することがある。

担当	総務企画課(対策全般に関すること) 学校教育課(小中学校に関すること) 特別支援教育課(特別支援学校に関すること) 高校教育課(高等学校に関すること) 保健体育課(健康管理に関すること)	075-414-5751 075-414-5831 075-414-5834 075-414-5846 075-414-5861
----	---	--